

面会規程

第1条（目的）

本規程は、燿光リハビリテーション病院（以下「当院」という）における入院患者への面会について必要な事項を定め、十分な安全確保、感染拡大防止対策及び防犯対策に配慮しつつ、入院患者と家族との交流を図ることで、療養上の質の向上、心身の安定に資することを目的とする。

第2条（面会方法）

面会方法は、対面面会を基本とする。ただし、感染状況や患者の病状等により、オンライン面会等を活用する。

第3条（面会時間）

面会時間は、原則として平日の14:00から17:00までとする。

第4条（面会対象者、面会人数及び時間）

面会者は、親族または主治医の許可を得た者とし、中学生以上に限る。面会人数は1回に2名とし、面会時間は30分以内とする。ただし、面会が制限されている患者については、その制限に従うものとする。

第5条（面会の優先事項）

患者に医療処置、ケア、入浴、リハビリなどの予定がある場合は、これらを優先するものとする。

第6条（面会手続き）

患者に面会しようとする者は、病院の定める方法により所定の手続きを行うものとする。面会を行う場合は、病棟スタッフステーション入口において、患者名、面会者名、日付及び面会開始時間を面会カードに記入した上で、面会を開始するものとする。

第7条（面会の制限及び禁止）

次の各号に該当する場合は、面会の禁止又は面会時間の短縮等の措置を制限することができる。

- （1） 面会者および面会者の同居者に37℃以上の発熱や呼吸器症状など、感染症を疑う症状がある場合、または感染リスクがある場合
- （2） 患者の発熱その他感染症が疑われる症状がある場合
- （3） 市中又は院内において感染症が流行している場合
- （4） 患者の病状により面会が適当でない場合
- （5） 面会者又は患者が本規程に違反し、面会を継続し難い事由がある場合
- （6） その他、病院で面会制限が必要と認めた場合

第 8 条（面会中の遵守事項）

面会者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 面会は所定の時間内に行うこと
- （2） 静粛を保ち、他の患者及び病院職員に迷惑を及ぼさないこと
- （3） 飲食物を持参する場合は、事前に職員へ確認し許可を得ること
- （4） 酒気を帯びて面会しないこと
- （5） マスクを着用して行うこと

第 9 条（退室）

面会終了後は、速やかに退室しなければならない。

第 10 条（その他）

面会の取り扱いは、感染症防止の観点から、市中の感染症流行状況及び院内の感染状況等に応じて当院の院内感染防止対策委員会で協議し、変更することがある。

第 11 条（付則）

本規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。